THE PARK FRONT HOTEL
AT UNIVERSAL STUDIOS JAPAN
ACCOMMODATION CONTRACT
TERMS AND CONDITIONS

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊約款(以下「本約款」)を定めるとおり、お客様(宿泊者を含む)に対し、ご利用の目的のいかんを問わず、ご宿泊(ご宿泊のお申込みを含む)、ご利用(ご利用のお申込みを含む)に関する一切の取引に適用されます。
2. 当ホテルが、法令及び慣行に照らし公正と認められる範囲内において、本約款の規定を変更することがあります。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルは、宿泊契約のお申込みをされようとする者に対し、所定の様式を当ホテルに示すものとします。
2. 宿泊契約のお申込みをされようとする者は、当ホテルに対し、次の事項を通知するものとします。
   (1) 宿泊日及び宿泊予定時間
   (2) 宿泊客の氏名
   (3) 宿泊人数
   (4) 宿泊客の属性(一般客・団体客・旅行客・法人客・学生・スポーツ選手等)
   (5) 宿泊客の国籍及び旅券番号
   (6) その他当ホテルが必要と認める事項

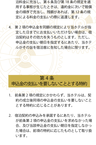

3. 前項の、宿泊の申込に関する情報を通知することで宿泊の契約が成立したものとします。ただし、その申込みを当ホテルが承諾したときに限ります。

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当ホテルが、前条の申込みに対し、承諾の旨を通知したときに成立するものとします。
2. 当ホテルは、前条の宿泊契約の成立したとき、宿泊客に対し遅滞なくこれを通知するものとします。
3. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
4. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
5. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。

第4条 宿泊の拒絶

1. 当ホテルは、宿泊客が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宿泊の申込みを拒絶することがあります。
   (1) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (2) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (3) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (4) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (5) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (6) 宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
2. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。

第5条 宿泊の受付時間

1. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
2. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
3. 当ホテルは、宿泊客が、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。

第6条 宿泊客の契約期間

1. 宿泊客は、当ホテルに対して、宿泊期間を、当ホテルが定めるものとします。
2. 当ホテルは、宿泊期間の延長の要求があった場合、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
3. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
4. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
5. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。

第7条 宿泊客の契約期間

1. 宿泊客は、当ホテルに対して、宿泊期間を、当ホテルが定めるものとします。
2. 当ホテルは、宿泊期間の延長の要求があった場合、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
3. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
4. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。
5. 当ホテルは、宿泊期間の延長を承諾するときは、当ホテルの宿泊客の宿泊期間を延長することがあります。

第8条 宿泊の期間

1. 宿泊期間は、宿泊日から、当ホテルのフロントにおいて、宿泊客の氏名、住所及び職業を確認するものとします。
   (1) 宿泊期間は、本約款、宿泊約款、宿泊約款、宿泊